

掲載内容

第1章 障害

第1 障害総論

概説

- 1 障害者の就労支援
- 2 インクルーシブ教育
- 3 障害者の支援計画引継ぎにおける注意点
- 4 障害を理由とする不当な差別的取扱い
- 5 障害者虐待の防止
- 6 災害時等の危機管理マニュアルの作成

第2 発達障害

- 7 発達障害のある子どもの就学と特別支援教育
- 8 保護者への支援体制
- 9 保護者と学校との協働
- 10 学校内(担任)での教育支援体制
- 11 進学先に対する引継ぎ

第3 身体障害

- 12 身体障害の種類
- 13 身体障害者教育における合理的配慮の具体例
- 14 身体障害者の就学先
- 15 医療的ケア児への配慮
- 16 放課後の支援(放課後等デイサービス)
- 17 長期入院等の支援・連携
- 18 給食等指導(誤嚥防止)

第4 精神障害

- 19 摂食障害の子どもに対する学校・医療・保護者の連携
- 20 選択性緘黙の子どもに対する学校生活における配慮
- 21 睡眠障害・不眠症の子どもに対する学校生活における配慮
- 22 ゲーム・スマホ依存症の子どもに対する支援
- 23 精神障害を原因とする自傷行為への対応
- 24 精神障害を原因とする粗暴行為への対応
- 25 健康観察における保護者との連携
- 26 医療機関等との連携

第2章 言語・文化

- 27 外国籍の子どもの在留資格と教育
- 28 外国につながる子どもと文化
- 29 外国籍の子どもと福祉
- 30 外国籍の子どもの就学確保
- 31 外国につながるを持つ子どもの編入のための事前準備
- 32 日本語指導
- 33 多言語表示の整備
- 34 宗教的配慮を要する子どもの学校生活上の留意点
- 35 高等学校教育の確保と関係機関の連携

第3章 不登校

- 36 不登校とは
- 37 いじめによる不登校
- 38 不登校児童生徒に対する支援の基本
- 39 子どもの理解
- 40 不登校が生じない学校づくり
- 41 不登校児童生徒に対する効果的な支援
- 42 不登校の子ども居場所
- 43 出席について
- 44 進学の支援
- 45 学び直し(夜間中学等)

第4章 家庭

第1 生活困窮

- 46 ひとり親家庭・多子家庭の支援の窓口
- 47 生活困窮者自立支援制度における子どもの支援
- 48 学校給食費
- 49 要保護者等に対する就学援助制度
- 50 生活保護における教育扶助の取扱い
- 51 特別支援学校等に通う子どもの就学援助
- 52 幼児保育、高等学校、高等教育についての支援
- 53 ヤングケアラー

第2 保護者への対応

- 54 保護者とは
- 55 成年年齢引下げに伴う在学中の手続について
- 56 保護者からの要望・苦情に対する基本的対応
- 57 関わり方が難しい保護者への対応

第3章 児童虐待

- 58 児童虐待とは
- 59 学校及び教職員の役割、校内連携
- 60 関係機関の役割と連携
- 61 虐待の早期発見と対応
- 62 通告について
- 63 通告後の流れと一時保護
- 64 関係機関への情報提供について
- 65 子ども・保護者との関わり方
- 66 親権について
- 67 個人情報取扱いについて
- 68 隠れた児童虐待への気付き

第4章 社会的養護下の子どもへの対応

概説

- 69 児童養護施設と学校との連携
- 70 児童自立支援施設に入所中の児童生徒の就学について

第5章 その他

第1 児童生徒に問題行動がある場合の対応

- 71 問題行動の見立て、対応
- 72 児童生徒の暴力行為への対応
- 73 出席停止制度の概要
- 74 懲戒・体罰に関する考え方
- 75 保護観察・少年院送致となった児童生徒の復学・進学

第2 児童生徒の状況別の対応

- 76 妊娠した生徒への対応
- 77 中途退学者への対応
- 78 無戸籍の学齢児童生徒
- 79 小学校等課程未修了者の中学校等入学の取扱い
- 80 居所不明の児童生徒の把握等のための対応

第3 性的マイノリティ

- 81 性的マイノリティの現状
- 82 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応

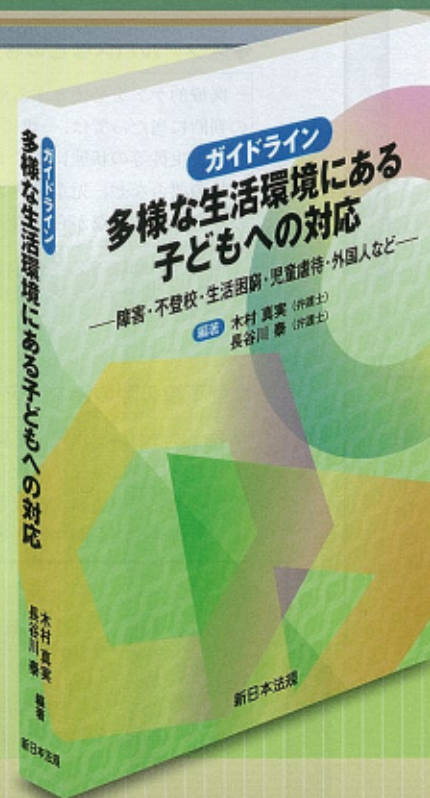
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ガイドライン

多様な生活環境にある子どもへの対応

—障害・不登校・生活困窮・児童虐待・外国人など—

編著 木村 真実 (弁護士)・長谷川 泰 (弁護士)



適切な相談対応・援助の方法を知るために!

◆膨大で把握が難しい通知やガイドラインを分類整理し、教育・保育関係者等が知っておくべき箇所を抜粋して掲載しています。

◆適宜、ガイドラインの内容を踏まえた対応のポイントを解説しています。

◆子どもの福祉についての相談業務に携わっている弁護士が、実務経験を踏まえて編集・執筆しています。

A5判・総頁374頁
定価4,950円(本体4,500円) 送料460円

0120-089-339
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! (電子版) 定価 4,510円(本体4,100円)

新日本法規出版株式会社

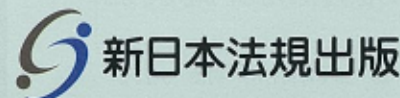
本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.1)51002081

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



15 医療的ケア児への配慮

概説

学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」といいます。）は年々増加しています。人口呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童も増えていきます。そのため、学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意点について、ガイドラインが作成されています。

また、医療的ケア児がスクールバスなどの専用通学車両で登下校をする場合についてのガイドラインも作成されています。

ガイドライン

◆医療的ケアに関する基本的な考え方

- 1) 学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たること。
- 2) 医療的ケア児の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等による定期的な巡回や医師等

全に医療的ケアを実施するため、関係者の役割分担を整理し各関係者が相互に連携協力しながら、それぞれの役割において責任を果たしていくことが重要であること。

また、教育委員会や学校だけでなく、医療行為についての責任を負う主治医や、子の教育について第一義的な責任を負う保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、学校における医療的ケアの実施に当たり、責任を果たすことが必要であること。

- 2) 教育委員会や学校は、別添1の役割分担例を参考に、教職員や医療関係者、保護者等の役割分担を整理すること。

(平31・3・20 30文科初1769 別添 2)

◆特定行為の実施に関する留意事項

- 1) 喀痰吸引
 - a) 喀痰吸引を実施する場合には、対象者の日常生活を支える介護の一環として必要とされる医行為のみを医師の指示に基づき行うものであり、安全性確保の観点から、口腔内及び鼻腔内の喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。なお、咽頭の手前までの判断を教職員等が行うことは困難が伴うこと、咽頭の手前であっても喀痰吸引の実施には個人差があることから、主治医又は学校医・医療的ケア指導医の指示により挿入するチューブの長さを決めることが必要であること。

(平31・3・20 30文科初1769 別添 5(1)①)

- ・気管カニューレの自己（事故）抜去を防止するため、カニューレ固定のひもやホルダーが緩くなっていないか、確認する。

(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」第3編 第1章 2)

◆医療的ケア児が専用通学車両を利用したときの安全確保

スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要となる場合には、看護師等による対応を基本とすること。運行ルート設定の際に安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること。また、緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者（教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、看護師等を含む。）との共通理解を図ることが必要である。

(平31・3・20 30文科初1769 別紙 9(2))

◆スクールバスなどの専用通学車両の利用の可否

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒をスクールバスへ乗車させることの判断に当たっては、一律に保護者による送迎と判断するのではなく、個々の児童生徒等の状態に応じて、スクールバス乗車中における医療的ケアの実施の要否など、児童生徒等が安全に通学できるか否かについて主治医等の意見を踏まえながら、個別に対応可能性を検討し判断すること。

(平29・4・7事務連絡「公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査（送付）」3(1))

◆登下校の際のマニュアルの再確認事項

各学校において作成する個別マニュアル等に、例えば、スクールバスによる登下校時に容態が急変した際は、速やかに、安全な場所に停車し、直ちに、救急車を要請するなどの危機管理への対応が盛り込まれているか、また、作成した個別マニュアル等の内容が関係する全ての職員に理解され

ているかなどの確認を求めるなど、緊急の対応が必要な事態が発生した際の対応に万全を期すようお願いいたします。

(令元・5・21事務連絡「医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」)

ポイント

関係者の役割分担については、学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担例（「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平31・3・20 30文科初1769）別添の別添1）にて、標準的な役割分担が紹介されています。

また、「小学校等における医療的ケア実施支援資料」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）にて医療的ケア児の状態等に応じて教職員が教育活動を行う際の留意点が紹介されており、参考になります。

57 関わり方が難しい保護者への対応

概説

保護者からの要望や苦情の中には、限度を超えた要求を受ける場合や、心の問題を抱えた保護者の対応を求められる場合があります。傾聴や誠意ある関わりだけでは解決が難しく、学校としてどのように対応すべきか困惑する場合もあるため、要望や苦情を見極めた上で、適切な対応をすることが必要です。

明らかに理不尽な要求であると判断した場合や限度を超えた言動や行動に至った場合には、毅然とした対応や警察等との連携が求められる場合もあります。困難を感じた場合には、複数名で対応する、時間を区切り短時間で対応する、経過をできるだけ正確に記録する等の対応を決めておくことよいでしょう。

また、対応が困難と判断した事例については、早い段階で管轄の教育委員会に連絡を入れ、情報の共有をするとともに、必要に応じて外部機関との連携も行いましょう。心理や法律の専門家等からの助言を受けることも有効です。

64 関係機関への情報提供について

概説

通告等により児童虐待ケースとして、又は支援が必要なケースとして把握された家庭や子どもについては、関係機関が連携して見守りを続ける必要があります。その際には、学校から関係機関への情報提供が重要になります。事例によっては、情報が共有されるだけでも相当な効果をあげることができます。

関係機関に対する情報提供に関するガイドラインは複数ありますので、学校としては、下記のガイドラインを踏まえ、関係機関に適切な情報提供ができるようにしましょう。

ガイドライン

◆学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供

- 2 定期的な情報提供の対象とする児童
 - (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。